

鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の類型について

西村 浩子

目次

- 一、はじめに
- 二、平安時代の解状・申状に見られる裁許要請文言の類型
- 三、鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の類型
- 四、年代による類型の変化
- 五、おわりに

一 はじめに

本稿の目的は、古文書に見られる類型的表現と古文書の様式との関連を見ることにある。

今回は、鎌倉時代の申状の類をとりあげ、その類型的表現と文書様式との関連を見ていきたい。

「申状」とは、公式令に規定された「解」の様式を継承する解状・解文の別称であり、「事柄を申し上る文書」という意味で申状とも申文とも呼ばれた¹⁾上申文書の一つである。「申状」にはいくつかの別称があり、鎌倉時代には文書の書出し・書止めに「言止」と記すところから「言上状」とも呼ばれた。この呼び名の変化は、佐藤進一氏によれば「解・

解状の特徴である書出しの『何某解申何々事』が単に『何某申何々事』または『何某言上何々事』と変わり、書止めの「以解（または謹解）」が「仍（依）申状如件」または「仍（依）言上如件」と変わったことと密接に関連するものである。」という（傍線筆者）。そして、その内容は自己の不都合や不利益を上級機関に訴えて裁許を要請するものが多く、広く国衙・社寺・荘園関係に用いられている。また、訴訟関係の文書で、「訴人（原告）が朝廷・幕府・本所などの裁判所に提出する申状をとくに訴状と」もいう。このように、平安時代の「解状・解文」等の呼び名から始まり、書出し・書止めの文言の語句、また内容の面から時代によって様々に呼ばれている。ここでは、平安・鎌倉時代を通じて最も広く使われていると思われる「申状」の名称を用いることにする。

申状についての研究は、歴史学・古文書学の立場からは、書出し・書止め、署名等の様式のあり方やその内容から、当時の共同体のあり方や、住民闘争の視点から「百姓」「住人」等を作成者とする「百姓申状」「住人等解」の成立の経緯を考える研究が行なわれているようである。⁽²⁾

本稿では、国語学の立場から申状の文章表現上の特色を検討したい。具体的には、裁許要請を目的とする申状の裁許要請文言の類型及びその変化と、書出し・書止め等の様式とそれらとの関連を明らかにしたい。歴史学・古文書学と国語学の接点を探るささやかな試みである。

今回は大きく鎌倉時代の傾向を知るために、鎌倉遺文四十一巻のうち十七巻⁽³⁾245件の申状について調査を行なっている。但し、他の文書に引用されている場合は調査対象から外している。

二 平安時代の解状・申状に見られる裁許要請文言の類型

平安時代の解状・申状に見られる裁許要請文言に類型が認められることについては、以前に報告したところである。⁽⁴⁾それは、裁許を請う語句「被裁許」等が「裁許セ被レン」とそこで終止するか、或いは「裁許セ被ルレバ」となりさら

に後続するかという点に注目して分類を試みたものである。例えば次の例①②の傍線部は「被裁定(裁定セ被レン)」、「欲被下(下サ被⁽⁵⁾ント欲フ)」となつて、そこで終わる。このような例を、「終止型」とした。

〈終止型の例〉

①望請天裁、早任^ニ数代例、可^ニ勸納^ニ之由、被^ニ裁定^ニ。

(平安遺文一三六四 官宣旨引用土佐国司解状、嘉保三(一一〇九六)年)

②望請 院庁、為^ニ向後^ニ限^ニ永代^ニ可^ニ免^ニ除課役^ニ之由、欲^レ被^レ下^ニ 院庁御下文。

(平安遺文四〇一三 後白河院庁下文案引用熊野宮所司解状、養和元(一一八一)年)

一方、次の例③の傍線部は、裁許要請部分が接続助詞「者(バ)」によつて後続句に接続する場合である。傍線部は「件ノ寄人等ノ妨ヲ停止セ被ルレバ」として裁許を要請し、後続句では、「将^ニ嚴政之貴キヲ仰ギ、殊^ニ殿下一門之寿福ヲ祈リ奉ラン」と、裁許が叶えられた場合の文書差出し人側の態度の表明、すなわち報恩の意向を記している。このように裁許要請以下に後続句の存するものを接続型Ⅰとした。

〈接続型Ⅰの例〉

③望請鴻恩、早遣^ニ下御使、被^レ停^ニ止件寄人等妨^ニ者、将^ニ仰^ニ嚴政之貴、殊^ニ奉^レ祈^ニ殿下一門之寿福^ニ。

(平安遺文二七七八 政所下文引用興福寺所司等解状、天永三(一一二二)年)

また、接続型であつても、「為(タメ)」によつて後続句に接続する場合、④の傍線部のようにその後続句が「言上如件」となるような例も見られる。このように、後続句になると考えられるものの、それが報恩表現ではなく、「言上如件」等のように書き止め文言が連なる場合を接続型Ⅱとした。

〈接続型Ⅱの例〉

④望請 恩裁、任^ニ先例、為^レ被^ニ裁免件見米、注^ニ子細、重^ニ以解

⑤望請 宮裁、任_二相伝并弘永讓状旨、為_レ賜_二御裁判、注_三子細言上如_レ件、以解

(平安遺文一八三八 伊賀国黒田柚工重解、永久三(一一一五)年)
(平安遺文二八五五 豊前国八幡宇佐宮御装束所檢校大神貞安解、保元元(一一五六)年)

これらの型の中で、終止型・接続型Ⅰは平安初期から見られるが、接続型Ⅱは平安後期になって見られる。全体の割合は、およそ終止型…接続型Ⅰ…接続型ⅡⅡ 2…7…1となり、最も多いのは接続型Ⅰである。

三 鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の類型

さて、次に鎌倉遺文所収の申状のうち二百四十五通を対象に裁許要請文言を見てみたい。

(1) 裁許要請文言の表現類型

鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の表現は、やはり平安時代と同様に終止型と接続型とに大別することができるようである。

それぞれの例を挙げる。

〈終止型の例〉

⑥早任_二宣下旨、欲_レ被_レ止_三武士乱入_一矣

(鎌倉遺文三三四九 興福寺僧良範申状、元仁二(一一二二)年)

⑦然者蒙_二御憐愍、取_二最略、以_三三分一、欲_レ致_二其沙汰、仍百姓等粗言上如_レ件

(鎌倉遺文七九四三 紀伊荒河荘百姓訴状、建長七(一一二五)年)

⑧所詮、不_レ日被_レ召_二出彼地頭、欲_レ被_レ処_二所当罪過、仍言上如_レ件

鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の類型について

〈接続型Ⅰの例〉

(鎌倉遺文一三二一七 丹波宮田莊雜掌申状案、弘安元(一一七八)年)

⑨望請、停止新儀別当、如元為寺家沙汰、限永代被寄免、仏聖莊道場、常燈耀、仏前者、弥奉祈 金輪聖王
玉躰安穩之由、且奉祈 国吏 留守御願円満之旨、仍勒在状、以解

(鎌倉遺文五九八 備前金山寺住僧等解、建久三(一一九二)年)

⑩望請恩裁、早經御同心、停止信楽御庄之新儀、被糺返三疋之馬者、将仰旧跡之貴、再成安堵之思矣、仍重
言上如件

(鎌倉遺文二〇二三 伊賀北杣百姓等解、建曆三(一一二二)年)

⑪望請 官裁、以妙清法印、還補檢校職、如元可令執行社務之由、被宣下者、弥仰 尊神正直之照鑒、欲
全妙清執務之牢籠矣、仍勒事状、以解

(鎌倉遺文一四九五九 山城石清水八幡宮護国寺解、弘安六(一一八三)年)

なお、次の例⑫のように、「御下文」の下に接続助詞「バ」にあたる「者」字はないが、文脈かつ他の類例からも「バ」を補って「庁ノ御下文ヲ成シ下サ被レバ」と読めるものがある。これらも、検討の対象に含めている。

⑫望請庁裁、任申請可為末寺之由、被成下庁御下文、将致年貢之勤矣、仍勒事以、以解

(鎌倉遺文九六七 河内金剛寺住僧等解案、建久九(一一九八)年)

また、これら接続型Ⅰの後続句に関しても、平安時代のそれと大きな差は認められないようである。前代と同じく、例⑨～⑪のように社関係者の手になるものには、対句の形をとるものが多く、その内容は報恩の意向である例が多い。

そして、使用されている語句についても、⑨「弥奉祈」⑩「将仰」⑪「弥仰」のように前代と同様の語句が認められるのである。

これに対し、接続型Ⅱでは、裁許要請に関する語句に前代との違いが見られる。鎌倉時代には、それまで余り見られ

なかった例⑬⑭のような「経御沙汰（御沙汰ヲ経）」、また⑭のような「蒙御成敗（御成敗ヲ蒙ル）」という固定した表現が頻出するようになる。

〈接続型Ⅱの例〉

⑬早被_レ注_レ召_レ対捍夾名、可_レ被_レ糺定_レ之由、為_レ被_レ経_レ御沙汰、謹言上如_レ件

（鎌倉遺文五四六〇 興福寺小目代義信申状、延応元（二二二九）年）

⑭早任_レ代_レ御成敗之旨、被_レ追_レ却加増之在家、為_レ蒙_レ安堵御成敗、言上如_レ件

（鎌倉遺文一四八五〇 近江伊香立荘々官百姓等申状、弘安六（二二八三）年）

⑮然早被_レ触_レ申武家、被_レ与_レ奪本奉行入基明、被_レ経_レ急速御沙汰、不_レ日召_レ出彼地頭代、被_レ糺_レ返抑留年貢、為_レ被_レ行_レ地頭代於罪科、言上如_レ件

（鎌倉遺文二七一〇八 高野山蓮華乘院学侶申状案、元応元（二二二九）年）

これらの用語は、当時の裁判制度に関することでもあろうから、単に表現上の問題だけではない。今後検討を重ねていきたい。

鎌倉時代のこれらの型の割合は、およそ終止型…接続型Ⅰ…接続型Ⅱ_Ⅱ 2…5…3である。前代と比較すると、接続型Ⅰが最も多い点は同じであるが、その割合において、接続型Ⅰは7から5へと減少し、接続型Ⅱは1から3へと増加していることがわかる。

(2)裁許要請文言の書出し「望請」の有無について

さて、平安時代の裁許要請文言は、先の例③④⑤に見られるように、「望請」に導かれることが多い。しかし、今回対象とした鎌倉時代の二百四十五通の申状のなかでは「望請」が見られるものには偏りがある。そこで、次にこの「望請」

鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の類型について

の有無を中心に、鎌倉時代の裁許要請文言の類型について検討することにする。

「望請」の有無と(1)で見た裁許要請文言の類型との関連を見ると、次の表1のようなになる。

表1

	望請ナシ	望請アリ	
計	44 (100%)	5 (11.3%)	終止型
	39 (88.1)	70 (60.3)	接統型I
	70 (100)	0 (0)	接統型II
	15 (100)	3 (20.0)	その他

この表から、その他を除く各類型の「望請アリ」と「望請ナシ」の割合を比較すると、次のことがわかる。

①接統型Iは「望請アリ」に偏る。

②一方終止型と接統型IIは「望請ナシ」に偏る。

このことは、すなわち、接統型Iは「望請」を含んだ形での固定度が高く、類型化しているということである。事実、『雑筆要集』の「解状」の雛型(後掲)には「望請」を含んだ形が載せられている。

一方②については「望請」を用いない形で類型化していると言えそうである。では、具体的にどのような書出しになっているのであろうか。

(3) 「望請ナシ」の裁許要請文言の書出し

「望請」の見られない終止型・接続型Ⅱ及び接続型Ⅰの一部について、その裁許要請文言の書き出しを見ていくと、
(a) 「望請」が省略されているもの（文言の型は「望請アリ」と大きく変わらない）と、(b) 「望請」に代わって他の語が使用されているものがある。

(a) 「望請」の省略

「望請」がある例は、先に掲げた例(9)~(12)からもわかるが、次の例のように「望請(〇〇裁)、〇〇任セラセ被レバ／蒙ラバ、将ニ／弥(イヨイヨ)〜セン」といった類型が認められる。以下の(16)~(19)の例は、「望請」が省略されているだけと考えられる例である。「望請」のあるべき部分を**で示す。

⑩**早且被レ停_二止件狼藉_一、且召_二上彼輩於政所_一、被_レ門_二注理非_一、蒙_二裁許者_一、弥仰_二敬神之礼_一矣、仍勒状言上如_レ件
(鎌倉遺文九四七 鴨御祖社司申状、建久八(一一九七)年)

⑪**老所ハ、且任_二師跡_一、且依_レ為_二常住不退之住僧_一、无_二他妨_一可_レ令_二領知之由_一、蒙_二御裁許者_一、弥励_二常住勇_一、欲_レ繼_二古跡_一矣、仍粗勒事状、言上如_レ件、以解
(鎌倉遺文九五八 僧源慶解案、建久八(一一九七)年)

⑫**早任_二旧例_一、被_レ停_二止神人非分之課役_一者、住_二安堵之思_一、弥欲_レ励_二昼夜之精勤_一矣
(鎌倉遺文一〇三五五 大和春日社神人等申状、文永六(一一六九)年)

⑬**早可_レ被_レ懲_二山門過分之狼戾_一、四海内誰不_レ仰_二憲政_一、速可_レ被_レ絶_二寺門之興隆之仁徳_一哉、早蒙_二許否之貴命_一、為_レ存_二一寺之生涯_一、子細所_レ令_二言上_一也
(鎌倉遺文二七〇一一 近江園城寺学頭宿老等申状、文保三(一一三一)年)

(b) 他の語の使用

鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の類型について

(i) 「所詮」の使用

「望請」の見られない例の中で、代わつて最もよく見られるようになるのが「所詮」である。例を挙げる。

⑳ 所詮者、被_レ遂_レ御宝殿造營、可_レ被_レ勘_レ合立用田之由、被_レ宣下者、奉_レ耀_レ御神威、慰_レ所司神官等愁嘆_ニ矣
 (鎌倉遺文七二七 新田八幡宮所司等申状、建久五(一一九四)年)

㉑ 所詮、早被_レ停_レ止範継妻女非分押領、至_レ氏女者、且依_レ重代相伝之道理、且任_レ御教書并御下知等旨、欲_レ蒙御成敗_ニ
 (鎌倉遺文一〇六三一 藤原氏女申状案、文永七(一一二七)年)

この読みについては、次の㉒の仮名書き例のように「センズルトコロ」と読むか、或いは色葉字類抄等の古辞書に見られるように「シヨセン」と読むかは、今後検討を重ねたい。

㉒ 数ヶ度嚴蜜の御教書を下さるといへとも、むなしく月日をくり候_ニよりて、せんするところ申すべき子細なくハ、有_一(家)か訴状を返進すへきむね、再三おほせ下さるゝ日ハ
 (鎌倉遺文一一九六〇 小槻有家申状案、建治三(一一二七)年)

(ii) その他の話の使用

「所詮」以外には、次のような語句が裁許要請の文言の前に置かれている。「所詮」に次いで多用されているのは、例⑳～㉒のような「然(シカレバ)」の類であり、次いで例㉑～㉒のような「上者(ウヘハ)」である。

「然者」(シカレバ)

㉓ 然者任_レ此例、除_レ彼寺用米分田之外、押領公田等可_レ国領之由、欲_レ被_レ宣下_ニ矣、仍勒_レ子細_ニ言上_ニ如_レ件。

(鎌倉遺文一一九一 伊賀国在庁官人解案、建仁元(一一二〇)年)

㉔ 然者蒙_レ御憐愍、取_レ最略、以_レ三分一、欲_レ致_レ其沙汰、仍百姓等粗言上_ニ如_レ件

〔然〕(シカレバ) (鎌倉遺文七九四三 紀伊荒河莊百姓訴狀、建長七(一二五五)年)

②5 然早被_レ降_二奉免之國裁_一、修_二造侵損之堂宇_一、弥勤_二行不退之仏事_一、為_レ奉_レ祈_二安全之聖祚_一、大賢立_二新券_一、以解

(鎌倉遺文三一七三 僧大賢解、貞応二(一二三三)年)

②6 然早止_二新儀對捍_一、糺_二返兩年年貢・納米_一、任_二次□□_一傳之理、依_二年來旧領之實_一、隆有穩可_レ令_レ進_二退領掌之由_一、為_レ被_二裁下_一、勒_二在狀_一、言上如_レ件 (第相カ)

(鎌倉遺文一二七四二 大中臣隆有申狀、建治三(一二七七)年)

〔然則〕(シカレバスナハチ)

②7 然則任_二先例_一、召_二付功人_一、為_レ被_レ致_二御修理合期之勤_一、勒_レ狀相副言上如_レ件、以解

(鎌倉遺文五七四一 大神宮司解、仁治二(一二四一)年)

②8 然則、早差_二下御使_一、責_二弁追年抑留之所當_一・雜公事等、為_レ致_二神役公役令期之勤_一、言上如_レ件 (合カ)

(鎌倉遺文一九五一八 大神部重成申狀、永仁五(一二九七)年)

〔然上者〕(シカルウヘハ)

②9 然上者、被_レ停_二止非分押領_一、任_二相伝道理_一、如_レ本可_レ令_レ進退之旨、為_レ蒙_二御成敗_一、粗言上如_レ件

(鎌倉遺文一七三九八 左衛門尉忠盛申狀、正応三(一二九〇)年)

〔此上者〕(コノウヘハ)

③0 此上者、早任_二證文道理_一、為_レ蒙_二御成敗_一、謹言上如_レ件

(鎌倉遺文一七八六四 某申狀、正応五(一二九二)年)

〔之上者〕(ノウヘハ)

③ 弥増^ニ嗽^ク之色^ノ之上者^ト、任^シ傍例^ト、不^レ日^レ被^レ注^シ進武家^ニ於^テ惡党人^ト者、召^シ出其身^ト、被^レ処^シ重科^ト、於^テ扶持同心輩^ト者、任^シ被^レ定置^シ旨^ト、欲^シ被^レ行^フ所当罪科^ト矣。

(鎌倉遺文一七九四四 紀伊金剛峯寺衆徒申状、正応五(一二九二)年)

「仍」(ヨツテ)

③ 仍^レ且^レ任^シ道理^ト、且^レ守^リ代^シ御教書之旨^ト、欲^シ蒙^ル慈恩之御成敗^ト、仍^レ粗言上如^レ件

(鎌倉遺文一〇五〇八 近江伊香立荘官百姓等申状案、文永六(一二六九)年)

他に「就者(ツイテハ)」「以爰(ココヲモツテ)」が一例ずつみられる。

以上が、「望請」が用いられない場合の裁許要請文言を導く語句である。

四 年代による類型の変化

鎌倉時代後期の『沙汰未練書』に載せられている「訴状」の文例には、「望請」のない形の裁許要請の文言が見られる。『沙汰未練書』は、「鎌倉幕府で用いられた基本的な法律用語を簡明に解釈説明して、訴訟文書の文例を挙げた法律書」である。ここでは裁許要請文言である部分(傍線部)には「望請」がなく、「早」字から始まっている。

一本解状書様事

何国何所地頭某代某謹言上。

欲^シ早^ク任^シ傍例^ト。急速被^レ経^ル御沙汰^ト。同国トモ。何所トモ。某人令^シ押領^シ所領田島等罪科難^シ遁候子細事。

副進。

一通 證文等案。

右領田島等者。某重代相伝之地也。而某人恣令_ニ押領_レ條。無_レ謂之次第也。早被_レ召_ニ上某_一。被_レ糺_ニ明真偽_一。任_ニ相伝道理_一。為_レ蒙_ニ御_一。成敗_レ矣。依粗言上如_レ件。

(本文は「統群書類従」武家部による。)

同様の模範文例集である鎌倉時代初期の『雑筆要集』の雛型には「望請」が見られるが、鎌倉時代後期の本書では「望請」は見られない。この相違から、「望請」の有無は年代による類型の変化として捉えられるのではないかと予想できる。また、仮に変化があるとするならば、申状の他の部分にも変化が見られるのではないだろうか。

(1) 「望請アリ」から「望請ナシ」へ

そこで、まず、「望請」の有無について、鎌倉幕府開幕から十年毎に年代を区切って見てみると次の表2のようになる。

表2

計	望請ナシ	望請アリ	年代
17 (100%)	4 (23.5)	13 (76.5%)	1192 ~1200
14 (100)	5 (35.7)	9 (64.3)	1201 ~1210
9 (100)	2 (22.2)	7 (77.8)	1211 ~1220
15 (100)	2 (3.3)	13 (86.7)	1221 ~1230
5 (100)	2 (40.0)	3 (60.0)	1231 ~1240
3 (100)	2 (66.6)	1 (33.3)	1241 ~1250
14 (100)	5 (35.7)	9 (64.3)	1251 ~1260
14 (100)	12 (85.7)	2 (14.3)	1261 ~1270
22 (100)	19 (86.4)	3 (13.6)	1271 ~1280
7 (100)	5 (71.4)	2 (28.6)	1281 ~1290
34 (100)	30 (88.2)	4 (11.8)	1291 ~1300
15 (100)	13 (86.7)	2 (13.3)	1301 ~1310
36 (100)	33 (91.7)	3 (18.3)	1311 ~1320
20 (100)	15 (75.0)	5 (25.0)	1321 ~1330
20 (100)	16 (80.0)	4 (20.0)	1331 ~1334
245	164	81	計

鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の類型について

この表を見ると、一二六一〜一二七〇年の頃を境として「望請」の出現する割合が大幅に減少する。「望請」の省略されているものの方が一般的になってくるようである。このことは、鎌倉時代初期までは「望請」を冠した裁許要請文言であったものが、鎌倉中期以降「望請」の見られない型へと移行していることを表すと思われる。

なお、具体的な表は割愛するが、「望請」に代わって「所詮」等の別語が用いられている時期も、「望請」の減少時期と重なっている。これについては、別の機会に論じたい。

(2) 裁許要請文言自体の変化——接続型Ⅰから接続型Ⅱへ——

また、「望請」に導かれる裁許要請の文言自体にも、年代による変化が認められる。

先に、例①「被裁定」や例②「欲被下院庁下文」のようにそれだけでおわる終止型と、例③〜⑤のようにそれに続けてさらに後続の句が見られる接続型に分かれることを述べた。そして、例③〜⑤はさらに後続句に続く形によつて、接続型Ⅰ「くセラレバ」となるもの(③)と接続型Ⅱ「くセラレンガ為ニ」となるもの(④⑤)とに大きく別れることも述べた。

この接続型Ⅰ・Ⅱに関して、先と同様に年代別の割合を見たのが次頁の表3である。

この表を見ると、一二六一〜一二七〇年の頃を境に、それまで裁許要請文言の半数以上を占めていた接続型Ⅰがその割合を減少させ、代わつて次の例③〜⑥のような接続型Ⅱが出現するようになることがわかる。

③ 所詮、任雲敵余流嫡く道理、可レ令進退領掌件名之由、為レ蒙御成敗、粗言上如レ件

(鎌倉遺文一二七九一 鳥羽国茂申状案、建治三(一二七七)年)

④ 早任先例、如レ式可レ致沙汰之由、為レ被仰下、粗言上如レ件

(鎌倉遺文一二八〇七 周防国庁神事雜掌人等申状、建治三(一二七七)年)

表3

計	その他	接 続 型			終止型	年代	
		II	I + 為	II 「く センガ レバ」			I 「く セ被 ル」
17 (100%)		1 (5.9)			15 (88.2)	1 (5.9%)	1192 ~1200
14 (100)					14 (100)	0	1201 ~1210
9 (100)					9 (100)	0	1211 ~1220
15 (100)					14 (93.3)	1 (6.7)	1221 ~1230
5 (100)			2 (40.0)		2 (40.0)	1 (20.0)	1231 ~1240
3 (100)					2 (66.6)	1 (33.3)	1241 ~1250
14 (100)			1 (7.1)		8 (57.1)	5 (35.7)	1251 ~1260
14 (100)					11 (78.6)	3 (21.4)	1261 ~1270
22 (100)		1 (4.5)	7 (31.8)		7 (31.8)	7 (31.8)	1271 ~1280
7 (100)			3 (42.9)		2 (28.6)	1 (14.3)	1281 ~1290
34 (100)		2 (5.9)	14 (41.2)		10 (29.4)	8 (23.5)	1291 ~1300
15 (100)	2 (13.3)		4 (26.7)		5 (33.3)	4 (26.7)	1301 ~1310
36 (100)	2 (5.6)		23 (63.9)		5 (13.9)	6 (16.7)	1311 ~1320
20 (100)			10 (50.0)		6 (30.0)	4 (20.0)	1321 ~1330
20 (100)	3 (15.0)	4 (20.0)	6 (30.0)		5 (25.0)	2 (10.0)	1331 ~1334
245	7	8	70		116	44	計

③5 可然者、早被_レ垂_二御慈悲_一、任_二損亡実正_一、為_レ蒙_二御成敗_一、恐_レ粗言上如_レ件

(鎌倉遺文二二三〇六 若狭太良荘百姓申状、嘉元三へ一三〇五)年)

鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の類型について

③⑥所詮、任_レ傍例、賜_レ御注進、為_レ仰_レ上裁、粗言上如_レ件

(鎌倉遺文二四三六〇 東大寺関所雜掌珍賢申状案、応長元(一一三二)年)

接統型IとIIが同時に認められる次のような例もある。

③⑦望請御裁断、任_レ先御下知旨、停_レ止重信非分地頭職、以_レ相伝地頭等、非_レ弁勤仏神事并御年貢物等者、弥仰_レ憲法貴、為_レ致_レ神事忠勤、勒_レ状言上如_レ件

(鎌倉遺文六二二三 大隅正八幡宮神官等解、建久三(一一九二)年)

(3) 「事書き」における「請」字の減少

さらに、申状には、書き出しと本文との間に「事書き」と呼ばれる部分があり、その文書の本文の要旨を略記した部分があるが、そこにも用字上の変化が認められる。鎌倉時代初期の、『雑筆要集』の「解状」の例で示すと、次の傍線部が「事書き」と呼ばれる部分である。

官位姓名解 申進申文事

請被特蒙_二鴻恩_一任_二解状旨_一載定_二申愁状_一。

右謹検案内。ム申事極愁也。望請 鴻恩。早任_二道理_一。將_レ被_レ許。仍勒_二仕状_一。以解。

年号――

官位姓名上

某御庄住人姓ム解。申請本家政所裁事

請被_下殊同_二先例_一裁許_上ム申子細事

副進證文等。

右ム謹考「旧貫」ム申愁中大愁也。望請早垂慈恩被裁免者。将仰憲法之不空。弥念官仕之有勇矣。以解。

年号ム月ム日

くくく

(本文は『統群書類従』公事部による。)

ここに使用される「請」字も、先の「望請」の減少と軌を一にして減少していく。そして、そのかわりに「欲」字が増加していくのである。事書き冒頭の「請」字の使用割合を年代別に見たのが、次頁の表4である。

例を掲げる。

「請」の例

③⑧ 請被特蒙 恩慈、任文書道理、裁許備後国大田庄加納子細事

(鎌倉遺文七六三 金剛峯寺僧徒等解案 建久五(一一九四)年)

③⑨ 請被殊蒙 天恩、因准先例傍例、免除造内裏課役上状

(鎌倉遺文一四七〇 金剛峯寺所司等申文 元久元(一二〇四)年)

④⑩ 請殊蒙御哀憐、可寄附免田於当御庄内阿弥陀院仏聖料田、被成下庁御下文子細状

(鎌倉遺文八三八六 日僧是光解 正元元(一二五九)年)

④⑪ 請殊蒙 天恩、且任三時弘經次第、且依後五百歳金言、永停止爾前迹門、被尊敬法華本門子細状

(鎌倉遺文二九九五四 日興申状 嘉曆二(一一三二)年)

「欲」の例

④⑫ 欲且任先例被停止、且召上其身、被問注理非、為宇治鱸取等閑塞当社領網代面狼藉子細事

(鎌倉遺文九四七 鴨御祖社司申状 建久八(一一九七)年)

鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の類型について

表4

計	ナシ 事書	リア書事								年代	
		欠損	全体	なし	欠字	その他	言上	請欲	欲		請
17 (100%)						1	1		1	14 (82.4%)	1192 ~1200
14 (100)		1				1			1	11 (78.6)	1201 ~1210
9 (100)	2		1							6 (66.7)	1211 ~1220
15 (100)	2	3	1						0	9 (60.0)	1221 ~1230
5 (100)									2	3 (60.0)	1231 ~1240
3 (100)								1		2 (66.7)	1241 ~1250
14 (100)		3	1						2 (14.3)	8 (57.1)	1251 ~1260
14 (100)		1	1						8 (57.1)	4 (28.6)	1261 ~1270
22 (100)		4	3	2					10 (45.5)	3 (13.6)	1271 ~1280
7 (100)									5 (71.4)	2 (28.6)	1281 ~1290
34 (100)	1	2	4	2					22 (64.7)	3 (8.8)	1291 ~1300
15 (100)		1							12 (80.0)	2 (13.3)	1301 ~1310
36 (100)	3	2	6		1	1			20 (55.6)	3 (8.3)	1311 ~1320
20 (100)	3	3			2				10 (50.0)	2 (10.0)	1321 ~1330
20 (100)	3		1						11 (55.0)	5 (25.0)	1331 ~1334
245	14	20	18	4	5	2	1	104	77	計	

⑬ 欲_レ早蒙_二御成敗_一地頭若狭四郎入道定蓮條々非法無_レ謂子細事

(鎌倉遺文二二九五八 若狭太良莊雜掌申状 建治三(一二二七)年)

⑭ 欲_レ被_二早如元糺返_一、同国太良御庄内末武名、為_二同御家人脇袋兵衛尉範繼妻女_一、無_レ故被_二押領_一、無_レ謂子細状

(鎌倉遺文一〇六三一 藤原氏女申状案 文永七(一二二七)年)

⑮ 欲_レ殊披_二経嚴密御沙汰_一被_二停止_一、伊香立庄民等濫吹悪行子細事

(鎌倉遺文二七一八七 近江葛川常住并住人等申状案 元応元(一二二九)年)

表4から、一二六一〜一二七〇年の頃を境として、事書きで使用されていた「請」字の割合にも大きな変化が見られることがわかる。それまで調査対象の半数以上に見られた「請」字は大きく減少し、全体の約四分の一以下にしか現われなくなるのである。それに代わって勢力を伸ばしているのが「欲」字である。「欲」字は「請」字と交替するように、この頃から申状の半数以上に見られるようになるのである。

なお、現在のところ1例であるが、「請」「欲」同時に使用されている一二四二(仁治三)年の例も存する。

⑯ 安芸国安摩御庄内衣田嶋庄官百姓等謹解 申請申文事

請_レ特_レ欲_レ蒙_二任_一解_レ状_レ旨_レ御_レ裁_レ定_一、衣田嶋小公文紀為宗伊津岐嶋御神領住人、被_二致害_一無_レ術子細状、

(中略)

右、檢_レ事_レ情_一、(中略)然者、云_二牒状云_二返牒_一、有_二御推察_一、欲_レ蒙_二御裁定_一、仍望請_レ如_レ件

仁治三年三月十二日 衣田嶋

(鎌倉遺文六〇〇一 安芸安摩莊衣田嶋百姓解 仁治三(一二四二)年)

したがって、この事書きの「請」字の減少も、(1)の裁許要請文言の「望請」の減少と関わりがあることがわかるのである。

(4)書出し・書止め文言との関係

では、これまで見てきた裁許要請文言や事書き部分の、類型及び年代によるその変化は文書の様式と関係があるのだろうか。今回は、書出し・書止めとの関係についてみることにする。

書出しが「解」で始まるものは書止めも「以解」となり、両者が対応することは公式令の解の規定にも書かれており、『雑筆要集』の例でもそのような対応になっている。ここでは、表5でその書出し・書止め文言の対応を年代ごとに見、そこに認められる変化が、これまでの(1)「望請」の有無や(2)裁許要請文言の類型、(3)事書き部分の「請」字の使用の変

表5

言上		解				書出し	年代
ナシ	如言 件上	解	ナシ	その他 如言 件上	解	書止め	
0	1 (5.9)		1	0	9 (52.9%)		1192 ～1200
1				1	6 (42.9)		1201 ～1210
				1	5 (55.6)		1211 ～1220
					3 (20.0)		1221 ～1230
	1 (20.0)			1	2 (40.0)		1231 ～1240
				1	2 (66.7)		1241 ～1250
	3 (21.4)	1			5 (35.7)	1	1251 ～1260
2	6 (42.9)	1				1	1261 ～1270
(欠か)	10 (45.5)	1			2 (9.1)		1271 ～1280
	1 (14.3)				2		1281 ～1290
	21 (58.8)				3 (8.8)		1291 ～1300
	5 (33.3)				4 (26.7)		1301 ～1310
	22 (61.1)				1 (2.8)	1	1311 ～1320
	7 (35.0)				1 (5.0)	1	1321 ～1330
	9 (45.0)				1 (5.0)		1331 ～1334
94		57					計

鎌倉時代の申状に見られる裁許要請文言の類型について

計	ナシ	書出し 欠損	その他			誠言 誠恐 誠惶			申				
			その他	如言上	解	その他	謹言	誠恐	誠惶	如言上	ナシ	その他	如言上
17 (100%)	1	1			1		2						1
14 (100)		1			1		3						
9 (100)	1												1
15 (100)	(1解) 1	3			1		5		1				
5 (100)				1									
3 (100)													
14 (100)		3					1						
14 (100)	1		1		1								
22 (100)	1	3		1			1			2	2		
7 (100)					1		1			2	2		
34 (100)	1	3		1			1			3	3		
15 (100)		1		1						4	4		
36 (100)	3	3			1		1	1	1	2	2		
20 (100)	1	3		1		1	1	1		2	2		
20 (100)			2	2			5			1	1		
245	10	21		16			24			23			

化と関係があるか否かを見ることにする。なお、表中の書出し・書止めは「謹解」「謹以解」等のような場合でも、一括して「解」に代表させている。

表5で注目したいのは、「書出し」―「書止め」の対応が、「解」―「解」のものと「言上」―「言上如件」となる組み合わせのものである。両者が対応しているものについて年代ごとの割合(%)を見ると、ここでもやはり一二六一―一二七〇年の頃を境としてその勢力関係が入れ替わるのである。つまり、それまで「解」―「解」が優勢であったものが、「言上」―「言上如件」にその地位を譲るのである。

この結果はすなわち、書出し・書止めが「解」―「解」の組み合わせであるものの減少と、これまで見てきた(1)裁許要請文言の「望請」の減少・(2)裁許要請文言の型である接統型Ⅰ(くせ被ルレバ、くセン)となるもの(1)の減少・(3)事書きの「請」字の減少とが、連動して起こっていることを示している。逆の言い方をすれば、鎌倉時代には、(1)裁許要請文言に「望請」の見られないものの増加・(2)文言の型としては接統型Ⅱ(くせ被レンガ為、言上如件)「御成敗ヲ蒙ランガ為、言上如件」等となるもの(1)の増加・(3)事書きの「欲」字の増加が、書出し・書き止めの「言上」―「言上如件」という組み合わせになるものの増加と連動していることを示している。

五、おわりに

本稿で述べてきたところは次の通りである。

①鎌倉時代の申状における裁許要請文言は、平安時代と同様に、裁許要請だけで終わる終止型と、裁許要請部分が接統助詞「バ」によつて後続句へ接統する接統型Ⅰ、「く為ニ」と続く接統型Ⅱに分かれるとみてよいであろう。その割合は、全体としては接統型Ⅰがやはり多いが、平安時代と異なるのは、接統型Ⅰが減少し、接統型Ⅱが増加している点である。

②平安時代に裁許要請文言の書出しに多く見られた「望請」は、接続型Ⅰに偏って見られ、他の型には「望請」が見られない。「望請」の無いものについては、単にそれが見られない(省略されている)場合と、「所詮」等の別語が使われている場合とがある。

③鎌倉時代の裁許要請文言には年代による変化が認められる。一二六一—一二七〇年ごろを境として、それまでの類型的な用語・文言が新しい型へ移行している。そして、その変化は、書出し・書止めの文言の組み合わせの変化と運動して起こっている。まとめると、次のようになる。

	減少傾向にある類型	増加傾向にある類型
裁許要請文言	裁許要請+報恩の表現(接続型Ⅰ) 例「被 _レ 裁許者、弥奉 _レ 祈 _ク /将仰 _ク 」	裁許要請(終止型、接続型Ⅱ) 例「欲被停止」、「為 _レ 蒙 _レ 御成敗、言上如 _レ 件」
事書	「請」字の使用 例「請(被 _レ 殊蒙 _二 天恩 _一 、因准 _二 先例 _一 傍例 _一 、免除 _二 … _一)」	「欲」字の使用 例「欲(任 _二 先例 _一 被 _レ 停止、且召 _二 上其身 _一 …)」
書出しと書止めの対応	「解」類——「解」類	「謹言上」——「言上如 _レ 件」

以上、鎌倉時代の申状に見られる類型的表現とその時代的变化について、裁許要請文言を中心に述べてきた。そして、その変化が書出し・書止めという申状の名称に関わる部分の変化と軌を一にしていることを明らかにした。もちろん、鎌倉遺文所収の申状すべてを対象としていないことによる問題はあるものの、鎌倉時代の大きな傾向は何えるであろう。今後、さらに資料の検討を積み重ね、①事書きにおいて、なぜ「請」から「欲」へと移行したのかという用字選択の問題や、②文書の差出し人の階層、内容、文書の宛先等と今回の結果との関わり、③当時の裁判制度と文言との関わり、等々について考えていきたい。そして、これらの問題点を考えていくことで、国語学の立場から古文書の類型的表現と

その様式との関わりを見ていきたい。そして当時の社会状況もふまえて、和化漢文における古文書の用字・用語・文章の位置付けを明らかにしていきたいと考えている。

注

- (1) 佐藤進一「『新版』古文書学入門」(一九九七年 法政大学出版局)
- (2) 佐藤和彦「百姓申状の成立について」(『民衆史研究』九 一九七〇)、蔵持重裕「『百姓申状』の性格について」(『日本史論集』創刊号 一九八〇)、島田次郎「『百姓愁訴闘争の歴史的性格』・『日本中世共同体試論』(『日本中世の領主制と村落』)下巻 一九八六吉川弘文巻)、木村茂光「成立期『住人等解』の性格について」(『日本古代・中世史研究』と資料』九 一九九二)、同「平安前・中期における『解』の性格」(『中世の発見』一九九三 吉川弘文館、同「成立期『住人等解』再論——『住人』の検討を中心に——」(『東京学芸大学紀要』第四十五集・社会科学、一九九四)、以上がこれまでに管見に入つたものである。
- (3) 十七巻の鎌倉遺文の内訳は次の通りである。第二・三・四・五・八・十一・十四・十七・二十・二十三・二十六・二十九・三十二・三十五・三十八・四十一・四十二巻である。
- (4) 西村浩子「平安時代の解文に見られる裁許要請文言の類型について」(『表現研究』第五十七号 一九九三年)
- (5) 「欲」字の読みについては、「高山寺本古往来」(5行目)に「欲ヲモフ罷籠マカリコモラト」とよんでいる例があり、他にも「オモフ」の例が「欲」字十六例中十例存することにより、「オモフ」と読むことにする。
- (6) 西村浩子「平安時代の解文における裁許要請文言の副詞語彙と動詞語彙」(『松山東雲女子大学人文学部紀要』第二巻 平成六年)
- (7) 「成敗」については、栗竹民氏の論考がある(『「成敗」小考』、「鎌倉時代語研究」第十六輯、平成五年)。氏は、「成敗」の中国と本邦の意味用法の違いと本邦における意味用法の変化とその原因について考察されている。その中で、本来の中国での「事なることやぶれること」の意から本邦のような「事の処置・判断・処理」へと意味変化した要因について、言語内部の要因と言語外の要因をあげられる。特に外的要因について、鎌倉時代に意味変化が固定化し「御成敗式目」等の幕府・武士の訴訟等に関する文書に意味変化した本邦独自の「成敗」が多用されていることから、「新しい社会の現象を反映させるため

に『成敗』の意味変化を完成させた」と結論付けておられる。

(8) 『国史大辞典』による。後藤紀彦氏執筆。「現在の型は元応元年(一三一九)以降、元亨三年(一三三三)ころに二階堂家周辺の人物の編になるものか。」

本稿は、平成九年度鎌倉時代語研究会夏期研究集会での口頭発表をもとに補筆・成稿したものである。席上、山本真吾氏より有益なご教示をいただいた。ここに記し、感謝申し上げたい。

なお、本稿は一九九七年度文部省科学研究費奨励研究(A)「平安時代から室町時代にかけての上申文書における典型的表現の研究」(課題番号09710299)の成果の一部である。